

# 設楽町の**森**づくり

～豊かな森と人が調和する町～  
(設楽町森づくり基本計画)

愛知県 設楽町

## はじめに

設楽町は、「豊かな森と調和する町」として森づくりを進めるために、この森づくり基本計画を策定しました。

本計画は、平成21年4月に制定した「設楽町森づくり基本条例」に基づき、平成22年度からの10年間を計画期間とした計画です。

私たちの暮らしとは切り離せない森林の恵みを再認識し、町や森林組合、森林所有者などの責務や役割を明らかにするとともに、条例の基本理念に基づいた森づくりに関する施策や取り組みを計画的に推進し、住みよい設楽町を築くことを目的としています。

森林は「水」を生み出す源となって、下流域の人々の暮らしを支えるとともに、地域の動植物をも育てています。設楽町は豊川、矢作川、天竜川の水の供給源となっており、この水の源となる森林の保全に努めることは「水源の町」としても重要な責務と考えております。

林業を取り巻く現状は依然厳しいものがありますが、町民の皆様や森林所有者の方々の協力、関係機関との連携を強化しながら林業振興を図り、森林の果たす様々な公益的機能の確保のため、下流市町村や関係機関等と連携を図り、流域が一体となって森林の保全管理に取り組むよう努めていきたいと思っております。

この計画の遂行にあたりまして、町民の皆様の森づくりの積極的な参画とご支援をいただきながら、「設楽町に住んでよかった」と思える森づくりに全力で取り組んでいきたいと考えておりますので、今後ともよろしく申し上げます。



平成22年4月  
設楽町長 横山 光明

# 目次

第 1	基本計画策定の趣旨	1
第 2	森づくり基本条例・森づくり基本計画の位置づけ	2
第 3	設楽町の森林の状況	4
第 4	森づくりの目指す方向（将来像）	7
第 5	設楽町森づくりの基本計画	8
1	森林の持つ多面的機能の持続的発揮と長期展望に立った森づくり	10
2	林業・木材産業の振興と木材資源の循環利用の促進	12
3	地域づくりと一体となった森づくり	14
4	森づくりを担う人材の育成の推進	16
第 6	計画の推進	17
第 7	資料編	18

## 第 1 基本計画策定の趣旨

設楽町は、愛知県の東北部に広がる三河山間地域の中央部に位置し、総面積の 9 割を占める森林は 1,000m 級の山々が連なり、豊川、矢作川、天竜川の水源地となっています。

設楽町の森林のうち、約 9 割が戦後植栽のスギ、ヒノキなどの人工林で、「きららの森」、「面の木園地」に代表される手付かずのブナ等で構成される天然林も混在しており、四季折々にその彩を変化させる日本の原風景をつくりだしています。

しかしながら、近年、森林を支える林業の低迷や木材価格の低下などにより、人工林の手入れが不足しています。

適切な森林の管理がなされなくなると、本来森林が持っている水源かん養や土砂流出防備などの多面的機能が損なわれ、地域の森林のみならず、下流の地域へも多大な悪影響を及ぼすことが懸念されます。

このため、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるためには、設楽町及び森林組合、森林所有者等の役割を明らかにしながら、森づくりに関する施策やその取り組みを総合的かつ計画的に実施することで、先人たちが木を植栽し、育て上げて私たちに託した豊かな森林環境、森林資源を次の世代に引き継ぎ、豊かで住みよい地域づくりを進める必要があります。

「設楽町森づくり基本計画」は、平成 21 年 4 月に制定した「設楽町森づくり基本条例」に基づいて、森林が持つ多面的機能が持続的に発揮されるとともに、森林の総合的、計画的な施策が展開されるよう、平成 22 年度から平成 31 年度までの 10 年を期間とした計画です。

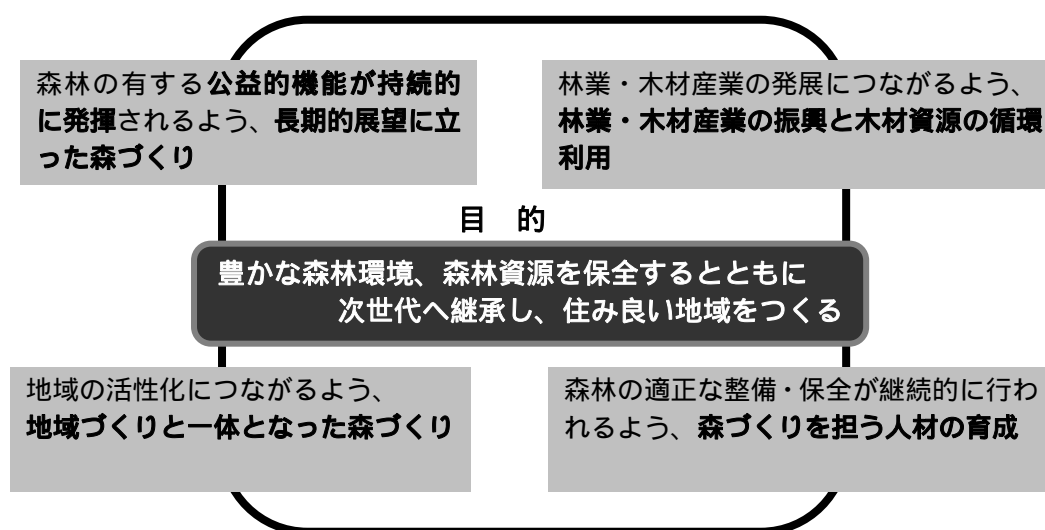


## 第 2 森づくり基本条例・森づくり基本計画の位置づけ

設楽町森づくり基本条例は、設楽町の豊かな自然環境、森林資源を次世代に継承し、住み良い地域をつくることを目的に、4つの基本理念に基づき森づくりを推進するため平成21年3月に制定したものです。

設楽町森づくり基本計画は、条例で定めた基本理念に基づき、今後10年間に行う施策を定め、設楽町の森づくりに関する施策を総合的かつ計画的な推進を図るために策定したものです。

### 設楽町森づくり基本条例の森づくりの目的と4つの基本理念



#### 森づくり基本条例

平成21年3月制定

森づくりの基本理念を定め、長期的展望に立ち、町や森林所有者等の責務、役割を明確にし町民一人ひとりが森づくりに取組むことを目指した条例

具体化

#### 森づくり基本計画

平成22年4月策定(平成22年度～平成31年度)

森づくりに関する施策の総合的、計画的な推進を図るための基本的な計画

連携・調整

↑  
関連する計画等

- ・設楽町新エネルギービジョン (H21.2～)
- ・設楽町森林整備計画 (H20.4.1～H30.3.31)

#### 設楽町総合計画

平成19年3月策定(平成19年度～平成28年度)

地域の特性を活かしながら、設楽町が目指す将来像を実現するための計画

## 責務と役割

### 町の責務

総合的かつ計画的な施策の推進、他の自治体への理解と協力の要請、森づくりに関する情報の提供、基本理念についての理解促進

### 森林組合の責務

木材その他の林産物の生産及び供給を通じた森づくり  
森林管理の適正化に係る組合員への働きかけ

### 森林所有者の役割

森づくりの重要性の認識、森林の状況把握と適正な整備保全

### 町民の役割

森づくりへの協力や参加、地域材その他の林産物の積極的な活用

### 事業者の役割

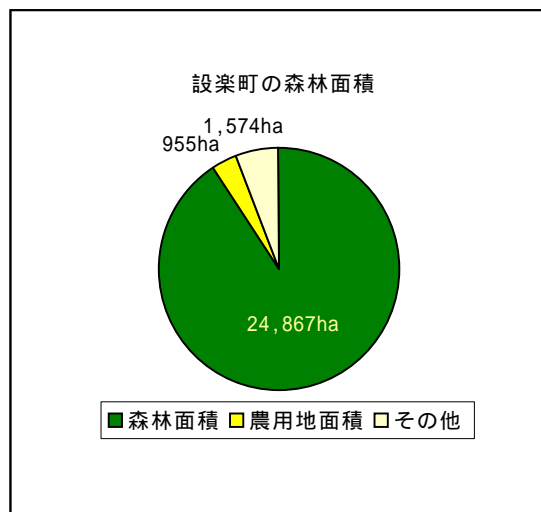
自然環境への負荷の低減、木材その他の林産物の循環利用の推進



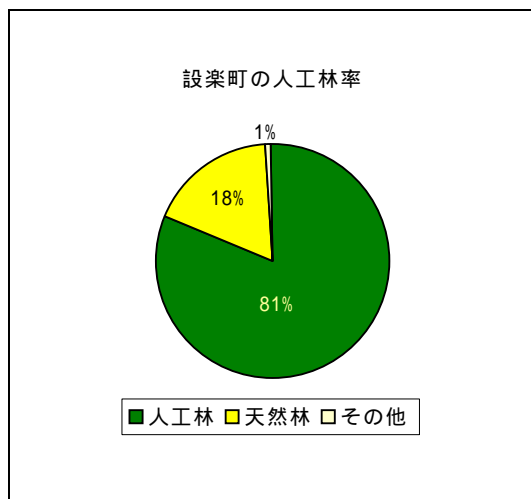
### 第3 設楽町の森林の状況

森林が大きな面積を占めています。(資料：平成19年度愛知県林業統計書)

設楽町面積	27,396 ha
森林面積	24,867 ha
(うち民有林)	19,225 ha
農用地面積	955 ha
その他	1,574 ha



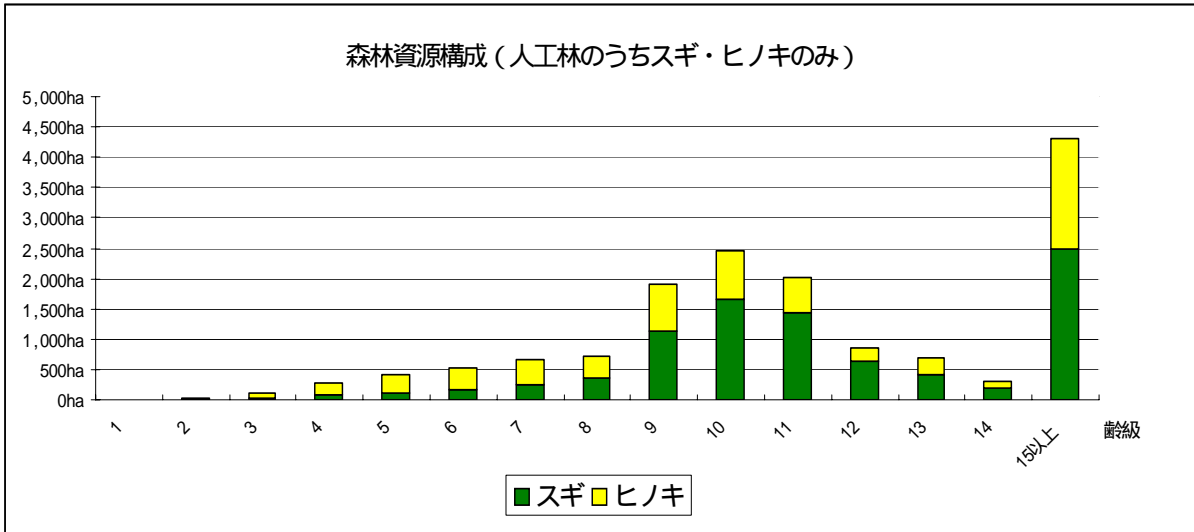
森林(民有林)のうち約8割が人工林です。



人工林面積	15,610 ha
天然林面積	3,442 ha
その他	173 ha

設楽町の森林資源 (資料：愛知県新城設楽農林水産事務所)

全国と比較すると、材として利用できる高齡林(50年生以上)が多く、資源は充実していますが、このまま推移すると高齡林が急増するため、資源の循環利用、素材生産の促進が必要です。

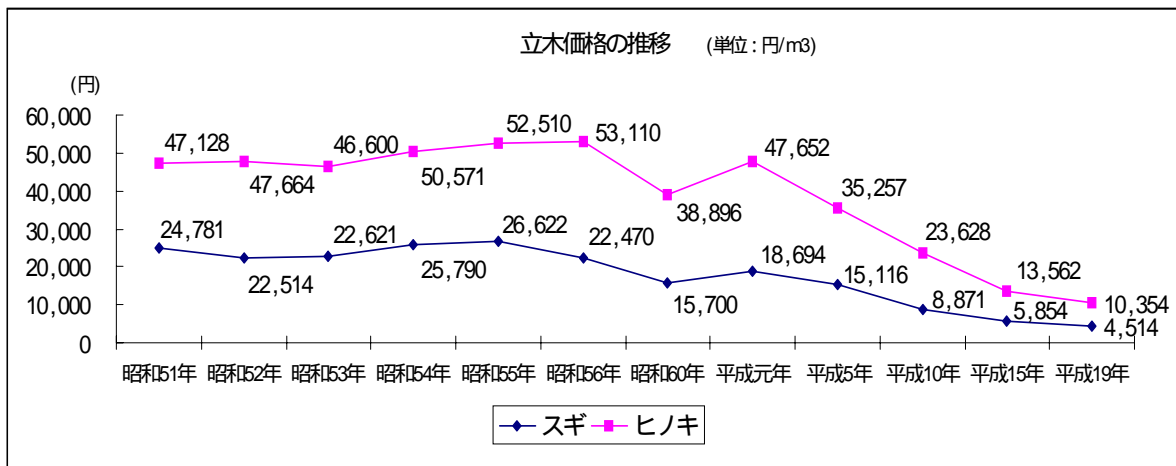


年齢とは林齢を一定の幅にくくったもので、一般には5年をひとくりとしています。  
林齢1～5年生までを1年齢、6～10年生までを2年齢、以下3年齢、4年齢...と称しています。

林業活動は停滞しています。(資料：1990・2009 林業の動き)

立木価格は、スギは昭和55年、ヒノキは昭和56年にそれぞれピークを迎えました。その後は下降を続けてきましたが、昭和60年代に素材の価格(立木価格に伐採費用や集材費用などの素材生産費を加えたもの)の上昇によりスギ、ヒノキの立木価格は7年ぶりに上昇しました。しかし、平成元年頃から再び下降を続けおり、「価格の低迷」により林業活動は停滞しています。

林業活動の停滞としては、その他にも担い手の減少、産業構造や生活様式の変化など様々な理由が挙げられます。



高齢化等で地域社会の維持が難しくなっています。

林業の低迷で、地域の経済活力が低下しています。

森林の持つ公益的機能の低下が懸念されます。

自然豊かな天然林や、すぐれた景観があります。

愛知高原国定公園	2,865 ha
天竜奥三河国定公園	4,210 ha
段戸高原県立自然公園	3,781 ha
愛知県自然環境保全地域	13 ha

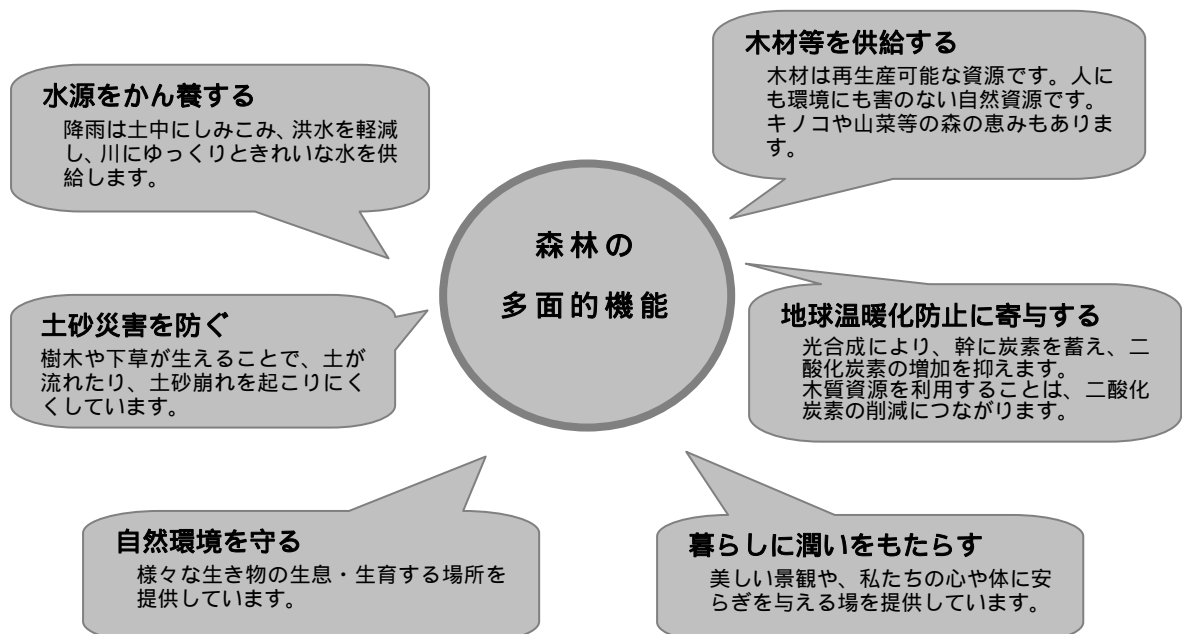


森林の様々な働きに対する社会の期待は大きくなっています。

国土の保全  
水源かん養  
木材等林産物生産  
など

自然環境の保全  
公衆の保健休養  
地球温暖化防止

### 森の働き



## 第4 森づくりの目指す方向（将来像）

人々の暮らしと切り離せない森林の恵みや、忘れかけてきた森林をいつくしむ心を再認識し、森林の有する多面的機能を発揮させ、この森を次世代に継承し住みよい地域をつくります。

豊かな自然環境と調和した文化と、人々の暮らしが営まれています。

豊かな自然環境を活用し、地域の活力につなげています。

森林資源を持続的に循環利用し、林業・木材産業が地域経済を支えています。

町内外の人との交流を創出し、ふるさとに根付いた個性豊かな歴史と文化が息づいています。

森林資源を活用した新エネルギーの効果的な利活用をしています。

水源地域として流域の環境保全等に寄与しています。



## 第5 設楽町森づくり基本計画（10年間）

### これからの森づくり

設楽町の森林面積は24,867haで、国有林が5,642ha、民有林が19,225haとなっています。

民有林のうち、スギを主体とした人工林の面積は15,610haで人工林率は81.2%と高い割合を占めています。人工林を樹齢別にみると、保育が必要とされる35年生以下が2,055ha、36年生から45年生は2,703haとなっています。町内におけるスギ・ヒノキの植栽面積は年々減少しており、今後、設楽町の森林は、年齢の高い森林が多くなることが予想されます。このため、健全な森林を育成するためには、36年生から45年生、さらには45年生以上も含めた高齢級な森林の保育や間伐を適正に実施していくことが重要となってきます。（数値は愛知県林業統計書、平成20年度森林資源構成表より）

現在、間伐時の材の多くが林内に放置されてしまう、いわゆる「切り捨て間伐」で、数十年かけて実った果実である木材を捨ててしまっているのが現状です。間伐材をはじめ木材は再生産が可能な資源ですので、間伐した木材が公共施設はもとより、少しでも地域などで利活用されるよう働きかけるとともに、循環型の社会形成への貢献につなげていくことが必要です。

近年、森林に対する住民の意識や価値観が多様化し、水源かん養、生活環境の保全、保健機能、地球温暖化防止等の公益的機能が要求されています。とりわけ、豊川の治水、利水のための多目的ダムである設楽ダムの計画がなされている本町にとっては、森林における水源かん養機能の充実は特に必要とされています。

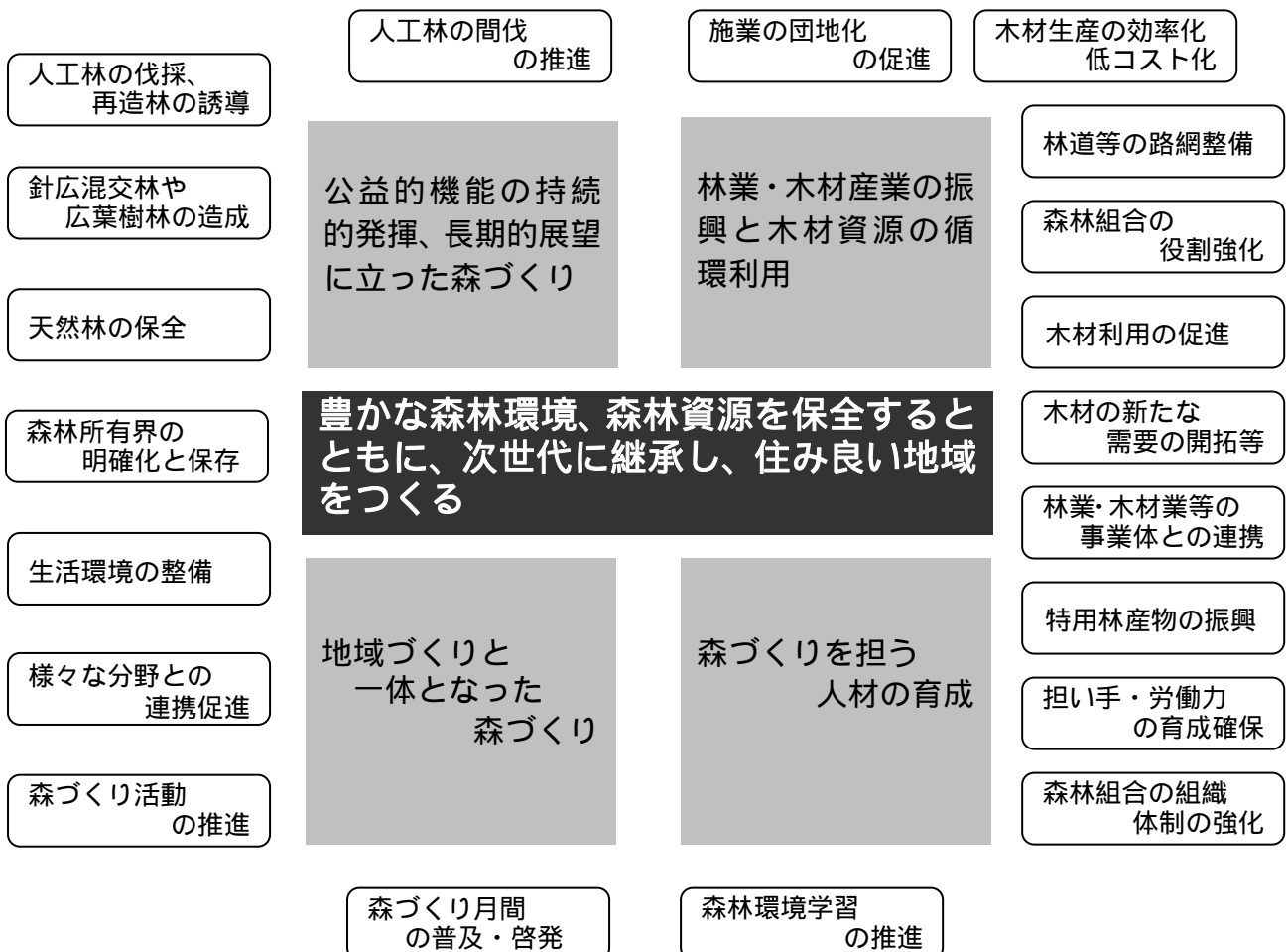
森林は県民共有の財産であるという理解のもと、町民、森林所有者等の社会全体が一体となって、さらなる林業・木材産業の振興、森林の整備等に取り組む姿勢が必要です。



設楽町森づくり基本条例で定めた基本理念に基づき、今後10年間の設楽町の森づくりに関する施策を策定し、行政、町民、森林所有者などの関係者が一体となって計画を推進していきます。

計画期間 平成22年度～平成31年度

## 森づくりのための施策体系



# 1 森林の持つ多面的機能の持続的発揮と長期的展望に立った森づくり

## 基本施策

公益的機能を持続的に発揮するために、人工林では適切な間伐が必要となります。また伐採や再生造林等の循環利用も重要です。間伐の手入れの遅れた森林をなくすため間伐の総合的な対策に取り組むとともに、地形的、経済的に不利な人工林については、針広混交林へと誘導していくなど、地域の特性に応じた多様な森林づくりに取り組みます。

## 1 森林の整備

### (1) 人工林の間伐の推進

森林の多面的機能が発揮されるよう、間伐の必要な人工林の状況や森林所有者の意向の確認等を実施し、森林組合等と連携して枝打ち等優良木材生産のための適切な森林施業や持続的な林相に変化させるなど、総合的かつ計画的に間伐の実施を推進します。また、町が実施している「間伐支援対策事業」や(財)豊川水源基金が実施している「水源林対策事業」・「水源林保全流域協働事業」、愛知県が実施している「あいち森と緑づくり森林整備事業」等を有効に活用して間伐を推進します。

間伐材等の搬出にかかる経費を支援し、間伐を促進するとともに、森林資源の有効的な利活用を図ります。

- 長伐期施業（伐採林齢を一般的なものに比べ2倍程度の80～100年まで引き伸ばす方法）を目指す森林についても計画的な間伐を促します。



区 分	平成20年度 (年間)	平成22年度から 平成31年度まで (10年間)
間伐実施面積	450 ha	5,760 ha

数値は町内で実施されている事業の数値です。

## (2) 人工林の持続的循環利用に向けての伐採、再造林の誘導

人工林を適正に管理することにより、再生産可能な循環資源である木材を永続的に生産し、循環利用が図られるよう主伐と再造林の誘導に取り組みます。

再造林への支援や、ニホンカモシカやニホンジカなどの獣害対策も含めた低コストの造林を検討し、人工林の循環利用に向けて取り組みます。



## (3) 針広混交林や広葉樹林の造成

気候や地理的条件等から林業生産が困難な場所については、現地に応じて針広混交林や広葉樹林等、公益的機能が十分に発揮できるよう誘導していきます。

## (4) 天然林の保全

多様な種類や年齢の樹木が入り交じる自然豊かな天然林は、自然生態系の保全に努めるとともに、自然遷移に委ねた森林管理を推進します。



## 2 林業・木材産業の振興と木材の循環利用の促進

### 基本施策

林業・木材産業が地域で振興し、その木材が地域で利用されることで森林が整備され町の活力も増進します。林業の生産基盤整備を推進し、木材や自然環境を含めた全ての森林資源を有効に利活用できるよう木材の加工、流通、消費の体制を強化するとともに木質バイオマスなどの有効利用を図ります。

### 2-1 生産体制の整備

#### (1) 施業の団地化の促進

間伐等の必要な森林や木材生産の森林をまとめ、森林所有者の合意を基に団地化し森林施業を一体的、効率的に実施していきます。

#### (2) 木材生産の効率化・低コスト化

高性能林業機械（スイングヤード、プロセッサ、ハーベスタ、フォワーダ）等を活用し、低コストで木材を生産します。

区 分	平成20年度（現状）	平成31年度
高性能林業機械導入台数	2台	9台
高性能林業機械による木材生産量	5,600 m <sup>3</sup>	16,000 m <sup>3</sup>

高性能林業機械は、省力化や労働安全性の向上、労働力確保の面から今後の林業の中心となる機械として期待されています。スイングヤードは集材、プロセッサは造材、ハーベスタは伐倒と造材、フォワーダは搬出を行う機械です。

高性能林業機械導入台数は、愛知県林業振興基金等から借り受ける機械も含まれます。

#### (3) 林道等の路網整備

森林整備や木材生産の基盤として、林道網の整備をします。



団地化による施業の集約化、機械化と合わせ、低コストで崩れにくい作業道の整備を推進し、木材生産を効率的に進めます。

区 分	平成20年度（現状）	平成31年度
林道等の路網整備	147 km	165 km

## (4) 森林組合の役割強化

経営基盤の安定を図りながら、施業の受委託体制の確立や集約化を図るとともに、森林所有者への指導相談を強化します。

また、地域の森林管理の主体として、森林組合の役割を強化します。

## 2-2 木材等の利用拡大

### (1) 木材利用の促進

町内の公共施設は積極的に地域の木材を利用します。

公共工事や民間施設等における地域の木材利用の促進や、木材を使った加工品の利用及び製造・商品化等を推進し、普及のための啓発を行います。



### (2) 木材の新たな需要の開拓等

地域資源を有効に利活用するために、木質バイオマス( )等の効果的な利用を研究し、新たな利用を開拓していきます。

( )生物が由来となる物質、食料や資材、燃料、資源。生物のうち「木」が由来となるものを「木質バイオマス」といいます。

## 2-3 地域の事業体等の連携と流通体制の整備

### (1) 地域の林業・木材業事業体等の連携

森林組合、林材業、市場関係者等が生産から流通までを連携し、町産材の利用を拡大し、流域が一体となった木材流通体制の整備を図ります。

## 2-4 特用林産物等の振興

### (1) 特用林産物の振興

特用林産物であるシイタケは、本町の基幹作物として定着しており、今後は原木の安定確保や更なる生産技術の高度化を進めるとともに、生産者と森林組合や農業協同組合等との連携を密にしながら生産の拡大を図ります。

### 3 地域づくりと一体となった森づくり

#### 基本施策

地域の活性化につながるよう、地域づくりと一体となった森づくりを進めます。生活環境の整備、地域の暮らしや文化を支える森づくりを進め、町民、関係者等が一体となり上下流の地域が連携した森づくりに取り組むことや、積極的に参加する意識を高めながら森づくりを推進します。

#### 3-1 地域づくりを通じた森づくり

##### (1) 森づくり活動の推進

町民が主体的に森づくりに参加できるような森林・林業の情報提供や、上下流の地域が交流を行いながら、一体となって森づくりを行う活動を推進します。また、地域づくりを推進するため、森林所有者だけでなく集落や地域が連携した森づくりを推進します。

山菜採りやキノコ狩り、ハチ採りなどの山村における活動や文化を交流などを通じて紹介するとともに、入山時におけるマナーなどもあわせながら継承に努めます。

##### (2) 生活環境の整備

建設が予定されている設楽ダムにより、新たに創出される緑と水の地域資源を活用しながら循環型の新しい水源地づくりを目指します。

公道沿いの森林については、愛知県が実施している「あいち森と緑づくり森林整備事業」や「陽だまり作戦」を活用しながら、道路沿いの森林を明るくし、凍結防止や見通しをよくします。

イノシシやニホンザルなどによる農作物や一般生活への被害の未然防止と減少のために、野生動物の隠れ家となっている里山付近に密生した樹林の刈り払い等を実施し、人と野生動物との行動・生活圏の分離を図ります。

##### (3) 森林所有境界の明確化と保存

境界保全事業等の実施や関係事業等との連携を行いながら、森林所有界の明確化を図ります。

集落、地域が連携しながら地域の森林境界の明確化、森林整備の団地化を推進します。



## 3-2 森づくり月間

### (1) 森づくり月間による森づくりの普及・啓発

5月を「設楽町森づくり月間」とし、町内の森林組合等と連携して「したら森林(もり)まつり」等の推進します。

10月を「新城北設楽地域合同の森づくり月間」とし、近隣の市町村等が連携してイベントを開催し、町内外の人々に対して森林の役割や地域の文化等を紹介するとともに、森づくりへの理解や森づくりへの積極的な参加を促します。

広報誌やホームページなどを活用しながら、森づくりの普及や啓発に努めます。

## 3-3 様々な分野との連携

### (1) 様々な分野との連携の促進

NPO活動、企業のCSR活動(社会的責任に関する活動)との連携等、様々な分野との連携を図りながら、地域の森づくりと木材の利用拡大などを図ります。



## 4 森づくりを担う人材の育成の推進

### 基本施策

豊川、天竜川、矢作川の水源となる森林を守り育て、次代へ引き継ぐためには、森林の担い手となる森林組合の組織の強化や森林所有者等の森づくりに対する意識の高揚が必要です。

森づくりを支援する人材の確保や育成に努めるとともに、森林環境学習を推進します。

### 4-1 担い手の育成

#### (1) 担い手労働力の育成確保

新城設楽地域担い手育成総合支援協議会等を活用しながら、就林業相談や林業の担い手の新規雇用を図ります。

愛知県が実施する森林・林業技術センターや愛知県林業振興基金の研修等により、技術習得を図ります。

経験豊富な林業技術者の技能等の伝承を図ります。

#### (2) 森林管理の中核的担い手としての森林組合の組織体制強化

森林管理の中核的担い手としての役割が果たせるように、森林組合の合併を促進するとともに、組織体制の強化や人材育成に対し支援を行います。

### 4-2 森林学習の推進

#### (1) 森林環境学習の推進

町内の学校やイベント等において森林環境学習を行い、森林の役割や木材を使用することの意義を総合的に伝えます。

## 第6 計画の推進

### 1 推進体制

森林を取り巻く社会情勢の大きな変化が予想されることから、基本計画の適切な推進を図るため、計画、実施、評価、反映による計画の進行管理を行います。

目標の達成度や事業の進行方向等を点検し、事業の効果や施策の方向性について「設楽町森づくり会議」において評価します。

評価の結果や年度毎の実績を踏まえながら、社会情勢や国・県の施策の動向などの時代の変化にも対応できるよう、必要に応じて森づくり基本計画の見直しを行います。

### 2 取り組み状況の情報発信

森づくり基本計画の取り組み状況等をまとめて、ホームページなどで情報の発信を行います。

## 第7 資料

### 設楽町森づくり基本条例

平成21年3月2日

条例第2号

近年、森林への期待は、これまでの国土の保全、水源のかん養、木材その他の林産物の生産といった機能に加え、自然環境の保全、公衆の保健休養、更には地球温暖化防止の機能など、ますます多様化・高度化している。

森林の管理は、これまで林業という経済活動を通じて行われることが中心であったが、現在では木材価格の低迷から林業の採算性が極めて悪化しているため、管理の行き届かない手入れ不足の森林や放置されたままの森林が目立っており、森林が本来有している多面的機能が十分発揮されない状態が続いている。

このような状況の中、平成21年度から愛知県においてあいち森と緑づくり税が導入され、既存の施策では十分に進まない奥地林や公道沿いの森林の間伐などが実施される。設楽町を含む新城北設楽地域は、これを機に人々の暮らしとは切り離せない森林の恵みや忘れかけてきた森林を慈しむ心を再確認するとともに、森林の有する多面的機能の発揮と森林環境の高度化のために全力を尽さなければならない。

こうしたことから、私たちは長期的展望に立ち、森林所有者や林業関係者のみならず町民一人ひとりが森づくりに真剣に取り組むことを目指し、新城北設楽地域の関係市町村共同の取組として、ここに森づくり基本条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるための基本理念を定め、町及び森林組合の責務並びに森林所有者、町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、森づくりに関する施策その他の取組を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな森林環境、森林資源を次世代に継承し、もって住み良い地域をつくることを目的とする。

#### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 森林 町内に存在する森林法(昭和26年法律第249号)第2条第1項に規定する森林(竹林を含む。)をいう。
- (2) 森林の有する多面的機能 土砂流出又は山地崩壊の防止、洪水軽減、水源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止、保健休養、木材その他の林産物の生産及び供給その他森林の有する多面にわたる機能をいう。
- (3) 森林の有する公益的機能 森林の有する多面的機能のうち、木材その他の林産物の生産及び供給を除いた機能をいう。
- (4) 森づくり 森林の有する多面的機能を持続的に発揮させるため、森林を守り育てるとともに活用することをいう。
- (5) 森林組合 町内に所在する森林組合法(昭和53年法律第36号)に規定する組合をいう。
- (6) 森林所有者 町内にある森林の土地を所有する者又は森林の土地にある木竹を所有し、若しくは育成することができる者をいう。
- (7) 町民 町内に居住し、通勤し、又は通学する個人をいう。
- (8) 事業者 町内において事業若しくは活動を行う個人又は法人その他の団体をいう。
- (9) 森林関係の事業者 前号に掲げる事業者のうち、森林の施業並びに木材その他の林産物の生産、加工及び流通の事業を行う者(森林組合を除く。)をいう。

#### (基本理念)

第3条 町、森林組合、森林所有者、町民及び事業者は、この条例の目的を達成するため、適切な役割分担のもとに相互に連携及び協力し、次に掲げる基本理念に基づいて森づくりを行うものとする。

- (1) 森林の有する公益的機能が持続的に発揮されるよう、長期的な展望に立った森づくりを行うこと。
- (2) 林業及び木材産業の健全な発展につながるよう、その振興を図り、木材資源の循環利用を推進すること。
- (3) 地域の活性化につながるよう、地域づくりと一体となった森づくりを推進すること。
- (4) 森林の適正な整備及び保全が継続的に行われるよう、森づくりを担う人材の育成を図ること。

(町の責務)

第4条 町は、この条例の目的を達成するため、森づくりに関し総合的かつ計画的な施策の推進に努めなければならない。

- 2 町は、国、他の地方公共団体、公共的団体等に対し、必要に応じて理解と協力を求め、森づくりの円滑な推進に努めなければならない。
- 3 町は、森づくりに関する情報の提供を通じて、町民はもとより町外の人々がこの条例の基本理念について理解を深めるよう努めなければならない。

(森林組合の責務)

第5条 森林組合は、森林管理の中核的な担い手として、木材その他の林産物の生産及び供給を通じて森づくりに積極的に取り組まなければならない。

- 2 森林組合は、森林の管理が適正に行われるよう当該組合員に働きかけるとともに、計画的に森づくりに関する施策を推進するよう努めなければならない。
- 3 森林組合は、森づくりに関する各種施策に協力するよう努めなければならない。

(森林所有者の役割)

第6条 森林所有者は、森づくりの重要性を深く認識し、自らが所有又は育成する森林について、森林の有する多面的機能が十分に発揮されるよう努めるものとする。

- 2 森林所有者は、その所有又は育成する森林の境界及び木竹の状況を把握し、その適正な整備及び保全の推進に努めるものとする。
- 3 森林所有者は、森づくりに関する各種施策に協力するよう努めるものとする。

(町民の役割)

第7条 町民は、森林の有する公益的機能が町民共有の財産であることを認識し、森づくりに関する取組に協力又は参加するよう努めるものとする。

- 2 町民は、町内又は県内で生産される木材その他の林産物を積極的に活用するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、森づくりに関する各種施策に協力するとともに、自然環境への負荷を低減に努めるものとする。

- 2 森林関係の事業者は、森林の有する公益的機能が十分に発揮されるような森づくりに努めるとともに、木材その他の林産物の循環利用の推進に努めるものとする。

(森づくり基本計画)

第9条 町長は、森づくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、森づくりに関する基本的な計画(以下「森づくり基本計画」という。)を定めるものとする。

- 2 町長は、森づくり基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

(森林の整備及び保全の推進)

第10条 町は、森林の整備及び保全を推進するため、造林、保育その他の森林の施業を計画的かつ適切に実施するものとする。

- 2 町は、前項に規定する森林の整備及び保全を効率的に行うため、森林所有者及び森林関係の事業者に対し、森林の施業を一体的に実施するよう要請するものとする。

(林業及び木材産業の健全な発展)

第11条 町は、林業及び木材産業の健全な発展を図るため、森林施業の効率化、経営基盤の強化その他必要な施策を実施するものとする。

2 町は、林業及び木材産業に従事する人材の確保と育成を図るため、就業に関する情報の提供、就労条件の改善その他必要な対策を講じるものとする。

(木材の利用の拡大)

第12条 町は、木材の利用の拡大を図るため、木材を利用する意義に関する情報の提供、建物及び工作物における木材の利用の促進、木材の新たな需要の開拓その他必要な施策を実施するものとする。

2 町は、公共の建物又は工作物を整備する場合には、町内又は県内で生産される木材その他の林産物を利用するよう努めなければならない。

(地域づくりを通した森づくり)

第13条 町は、地域づくりを通して森林の有する公益的機能の維持及び増進を図るため、生活環境の整備、特産物の生産の振興その他必要な施策を実施するものとする。

2 町は、健康でゆとりと活力のある町民生活に資するため、地域の特性を生かした都市部との交流その他必要な施策を実施するものとする。

3 町は、古くから伝承されている森林に関する知恵や文化を次世代に継承するための取組を支援するものとする。

(町民の森づくり活動の推進)

第14条 町は、森づくりに対する町民の理解を深めるため、必要な情報の提供を行うとともに、自然体験活動その他の教育又は学習活動を通じて森を大切に作る心の醸成に努めるものとする。

2 町は、町民又は町民の組織する団体が自発的に行う植林活動その他の森づくりの活動を推進するため、必要な支援を行うものとする。

(森づくりの普及啓発)

第15条 町は、町民及び下流域など周辺市町村の人々が森林の有する多面的機能について理解と関心を深め、森づくりに関する活動に積極的に参加する意欲を高めるため、森づくりの普及啓発期間を設けるものとする。

2 町は、森づくりの普及啓発期間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めるものとする。

(森づくり会議)

第16条 町長は、森づくりに関する各種施策を円滑に推進するため、設楽町森づくり会議を設置することができる。

(立入調査)

第17条 町長は、この条例の施行に必要な調査のため、職員を森林に立ち入らせることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

(関係法令の遵守等)

第18条 何人も、森林に立ち入る際には、関係法令を遵守するとともに地域の社会慣習を尊重し、森林環境の保全に努めなければならない。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

# 設楽町森づくり会議規則

平成21年3月2日  
規則第1号

## (趣旨)

第1条 この規則は、設楽町森づくり基本条例(平成21年設楽町条例第2号)第16条の規定に基づき、設楽町森づくり会議(以下「会議」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

## (審議事項)

第2条 会議は、森づくり事業を効果的に推進するため、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 森づくり事業の計画及び施策に関すること。
- (2) 森づくり事業の進捗及び実績に関すること。
- (3) その他森づくりに関すること。

## (委員)

第3条 会議の委員は、8名以内とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係機関、団体の代表
- (3) その他町長が特に必要と認める者

## (任期)

第4条 会議の委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (役員)

第5条 会議には、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、半数以上の委員の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長が決するものとする。

## (事務処理)

第7条 会議の事務は、産業課において処理する。

## (その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

## 附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

## 設楽町森づくり会議委員

(敬称略 順不同)

氏名	役職	備考
羽谷 米三	設楽町森林組合代表理事組合長	
村松 幹彦	津具森林組合長代表理事組合長	
佐竹 政利	愛知県新城設楽農林水産事務所 林業振興課長	
後藤 斉	愛知県指導林家	
宮本 典幸	設楽町農林水産等推進協議会長	
後藤 守男	設楽町猟友会長	
加藤 博俊	環境省自然公園指導員	
古瀬 幸徳	愛知東農業協同組合 北設営農センター営農課長	